

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 22 (98.12.28)
事務局 TEL 0584-78-4119
大垣市本町2-27 FAX 0584-82-4119

「徳山ダム裁判」に勝利しよう!

時代錯誤の強制収用を許さない/これ以上の血税投入を許さない

12月24日、建設省は「徳山ダム建設事業は公共事業である」旨の認定処分を行い、強制収用への道を進めました。公益性のない「公共」事業に強権発動など、時代錯誤も甚だしいと言わざるをえません。私たちはこうした攻撃を許さず闘いを前進させます。皆様のご協力・ご支援をお願いいたします。

徳山ダム2つの裁判と裁判を支える体制について

2つの裁判

徳山ダムの持つ問題性を広く世論に訴え、同時に法的にも建設を阻止するために、私たちは、3月中旬にも、2つの裁判を起こそうとしています。

(1) 岐阜県の徳山ダム工業用水の違法支出—住民訴訟

本来、独立採算の企業会計で処理すべき「徳山ダム工業用水道水源費負担金」が岐阜県の一般会計から公団へ直接支出されている。この岐阜県の「違法・不当」な支払いに対して、監査請求を行い、監査結果を踏まえて、提訴する。

***原告の条件：岐阜県民であること+監査請求人であること**

(2) 事業認定処分取り消し—行政訴訟

98年12月24日、土地収用法に基づく「事業認定処分」が出された。無駄な公共事業に強権的手段を発動することは許し難い。これに対して、処分取り消し訴訟を起こす。

***原告の条件：共有地トラストの参加者**

(土地共有者以外が原告になると、向こう側が「原告不適格」を申し立てて裁判を長引かせます。裁判の本題に早く入るために、原告を限らせて頂きます。)

(1) でアキレス腱に迫り、(2) で事業全体の問題性をを問います。

裁判を支える体制について

3月中に2つ裁判を提訴します。現在の体制で大きな2つの裁判を支えるのは、かなりの困難が伴いますが、皆様のご協力・ご支援を得て進んでいきます。(次ページへ)

次回運営委と新年会

1月17日(日)午後2時から運営委

午後6時から事務局近くで新年会(会費2500円程度)

重要な局面を迎えます。多くの方のご参加を! 新年会参加者は事務局までご連絡を。

(前ページより)

＜原告及び特別会員＞

A 裁判の原告になって下さい。

原告として名を連ね、ある程度の費用負担を担って頂ける方。

費用負担：月額1000円で半年分(6000円)ずつをお願いします。

2つの裁判の一方の原告となる方も、両方の原告となる方も、同じとします。

また、同一世帯で2名以上の原告がおいでになる場合も1名と同様といたします。

配偶者の方などと意志を同じくされている場合は、是非一緒に原告になって下さい。

B 特別会員になって支えて下さい。

原告として名前を連ねなくても、**上記に準ずる負担をお願いできる方**(「特別会員」と名付けます)。一人でも多くの方に特別会員になって頂きたいと思っております。

＜当面の組織体制＞

運営委の検討の結果、現在の「徳山ダム建設中止を求める会」と別組織を作るのは、今のところ現実的でないという意見が大勢を占めました。当分は「徳山ダム建設中止を求める会」が裁判をも支えて行くこととします。とりあえずは運営委が原告団会議を兼ね、必要に応じて弁護士の方との打ち合わせなどで、名古屋で会議を持つこととします。

(原告団長等については、提訴の前に再度討議します)

これに伴って、「徳山ダム建設中止を求める会」の会計を今年12月末で一旦まとめ、来年1999年から「1月から12月」の会計年度とします。(この会計報告は次号「やめよ!徳山ダム」に掲載します。)

上記A、Bを担って下さる方は、その費用負担をもって会費とします。その他の方は、これまで同様、年会費2000円を頂けると幸いです。(この項以上)

＜お知らせ＞ **3月14日**(日)＜国際河川デー＞に、**大垣市のスイトピアセンター**で、**裁判を闘う意志を固める集会**を計画しています。集会の名称、内容などの詳細は、はこれから討議しますが、弁護士の方を交えて裁判の重要ポイントを確認し、2つの裁判の原告団・サポート体制を確認していきます。集会後の交流会も予定しています。多くの方のご参加をお願いします。

事業認定処分に対する異議申し立てについて

以前から皆様をお願いをしていた「事業認定処分に対する異議申し立て」については、「抗議文を送る」という意味合いにとどめ、運動としては特に取り組むことにはしない、と決定しました。「事業認定処分取消訴訟」を3月に提訴する準備を進めているので、法的に「必要」ではないこと、その準備のために事務局が多忙をきわめているので、集約することの負担が大きいこと、がその理由です。しかし「抗議文を送る」意味では、多くの方に「異議申し立て」をお願いしたいと思っております。(案文を掲載します。「異議申し立ての趣旨」は事業認定の取消を求めるものであればよく、「異議申し立ての理由」は自由にお書き下さい。提出していただいたときには、事務局にご一報下さると幸いです。宛先は最終ページに)

徳山ダム建設事業にかかる事業認定処分に対する異議申立書（案文）

建設大臣 関谷勝嗣 様 1999年 月 日
異議申立人 住所 年齢 歳 印
氏名

異議申立に係る処分があったことを知った日 1999年 月 日

異議申立の趣旨

徳山ダム建設事業は、土地収用法第1条に規定する「公共の利益となる事業」ではなく、国土の適正適正且つ合理的な利用に寄与すること」に背くものであるので、土地収用法を 用すべき事業ではない。また土地収用法第20条三及び四に該当せず、事業認定の要件を たさない。従って、建設省が土地収用法に基づく事業認定を行ったのは、明白な誤りである、この処分を直ちに取消すべきである。

異議申立の理由

(1) 徳山ダム建設事業には、公益性が存在しない。

第1に、徳山ダムによる「水資源開発」の必要性は存在せず、住民・国民の重い負担になるだけである。徳山ダムの事業主体は水資源開発公団であり、長良川河口堰や岩屋ダムと同じく木曾川水系水資源開発基本計画に位置づけられている。愛知県・三重県では、長良川河口堰の水を使う需要がないので、一般会計からの違法な償還を行っている。岐阜県では岩屋ダム完成以来、20年にわたってやはり一般会計から違法な建設費償還を行い、さらに徳山ダムの売れる見込みのない工業用水についても、1976年以来、一般会計から公団に直接支払いという違法行為を続けている。水余りの明白なこの地域で、税金を投入して、これ以上の「水資源開発」を行うのは、公共の利益に反する。

第2に、揖斐川最上流部の巨大ダムでは揖斐川の水は治まらない。建設省による揖斐川の現治水計画は、徳山ダム建設を前提として、その効用を大きく見せるために計画されたものであって、流域住民の安全を中心に考えられていない。安全性からもコストの面からも徳山ダム建設を前提にすることをやめて、新たな治水計画の検討がなされるべきである。

第3に、湛水面積13平方キロ、貯水量6億6000万トンという巨大ダムがもたらす大規模な自然改変の問題がある。絶滅に瀕しているイヌワシ・クマタカ等の大型猛禽類を頂点とする生態系に大きな打撃を与えることは間違いない。環境アセスメントすら行わないまま、不可逆的で大規模な自然改変を行うというのは、未来の世代に対する許し難い暴挙である。

(2) 1971年に、徳山村村民・事業者・岐阜県の3者で結ばれた「確認書」には「みだりに強制収用は行わない」とあり、その確認書の解釈を述べた徳山村村民からの「差入書」には「いかなる段階においても、住民の犠牲となるような強制収用は行わない」とある。この文言及び確認書が作成され、差入書が差し入れられた経緯を見れば、土地収用法適用＝強制収用は、道義的にも法的にも許されるものではないことは明らかである。

これについて、建設省は「住民の生活再建が図られた」ので、「住民の犠牲となるような強制収用」ではない、すなわち「住民の犠牲を伴わない強制収用」であるから「差入書」の趣旨にも背かないと称している。これは詭弁以外の何ものでもない。第一に「住民の生活再建が図られた」というのは、建設省と起業者の一方的な言い分に過ぎない。旧徳山村の住民の中で、生活再建への補償や援助が十分であったと満足している人が何人いるというのだろうか。96年の公聴会で公述した旧徳山村住民はすべて、この点において起業者と建設省への怒り、不満を訴えていた。第二に、住民の意志に背くからこそ「強制」収用なのであり、自らの意志に反することを強制されることが、苦痛でもなく「犠牲」でもないということがありえようか。「住民の犠牲を伴わない強制収用」なるものが存在するかのように描き出すことは、当事者により多くの苦痛を与える以外の何ものでもない。

建設省は、確認書・差入書の本来の文言を尊重し、事業認定処分を取り消すべきである。

以上

☆1月6日に岐阜県に提出する「監査請求書」を掲載します。

岐阜県職員措置請求書

1999年1月6日

岐阜県監査委員 御中

請求人は、地方自治法第242条第1項の規定により、事実証明に関する文書を添え、下記の弁護士に委任して、必要な措置を請求します。

請求の趣旨

1、徳山ダム（以下、本件ダム）は水資源開発公団（以下、公団）が建設し、新規利水として12.0m/秒を取水し、そのうち、岐阜県（以下、県）分は、工業用水として3.5m/秒、水道用水として1.5m/秒である。

しかし、県の工業用水は、既設の岩屋ダムによる工業用水道の建設もなされておらず、供給過剰状態にあり、本件ダムからの開発水は需要の見込みがない。このことは、旧木曾川水系水資源開発基本計画（以下フルプラン）期限切れ時（1985年）、新フルプラン改定時（1993年）においては勿論、現在では一層明らかである。

2、本件ダムの建設費は2540億円（1985年度単価）とされ、この建設費負担は、新規利水用途の事業費用割振り割合（368/1000）と水量に応じて、各利水毎に分けられる。県の工業用水の建設費負担は281.94億円となる。工業用水建設費負担分は国庫補助（補助率30%）があり、これを差し引いた残額は前記建設費に対しては197.38億円である。この残額については、その70%を公団が財政投融资から借り入れ、本件ダム完成後に利水側へ転嫁する。その残りの30%は県によって支払がなされ、1976～1997年の合計額は、8,442,745千円であった。

3、工業用水道事業は地方公営企業であり、独立採算制である。工業用水道は需要家が特定の工場、事業所に特定しており、独立採算の必要性は特に高い。従って、工業用水道は、給水収益を財源としなければならない。また、それ故、需要の見込まれない供給設備建設、水源投資・負担をしてはならない。前記1の利水計画や前記2の利水の建設費負担、利水側への負担の転嫁は需要の存在が前提であり、その適法要件である。

4、本件ダムに係る県の工業用水は、用水需要が無く、その負担は回収されない。また、従って、これに支出しても何の事業収益も生み出さない。このような工業用水への支出は適法要件を欠いており、違法である。

5、よって、①本件ダムの前記2の支出8,442,745千円については、その支出に関係した知事等の職員に対する損害賠償請求をする。②平成10年度以降の本件ダムの工業用水負担金の支出については、支出してはならない。以上の措置を求める。

代理人は、在間正史弁護士、籠橋隆明弁護士、山田秀樹弁護士、笹田参三弁護士です。

事業認定処分に対する異議申し立て先

〒100-8944 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 建設省

「やめよ！徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子

郵便振替：00800-7-31632 事務局 大垣市本町2-27

TEL0584-78-4119 FAX0584-82-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp

URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>